○東京藝術大学学長候補適任者選定のための意向聴取投票実施 細則

> (平成17年3月17日 制 定)

改正 平成25年10月24日

平成27年9月17日

令和3年3月18日

(目的)

第1条 この細則は、東京藝術大学学長選考規則(以下「選考規則」という。)第14 条に基づき、投票による意向聴取に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (投票管理委員会の構成及び任務)

- 第2条 選考規則第5条に定める投票管理委員会(以下「委員会」という。)は、各 学部教授会構成員から選出された者各3人及び映像研究科教授会構成員から選出 された者1人をもって組織する。ただし、学長選考会議構成員を除く。
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、学長選考会議(以下「選考会議」という。)が学長候補者の選考を終えたときをもって解散する。
- 5 第1項の委員選出に当たっては、委員が欠員となった場合補充する者をあらか じめ定めておくものとする。
- 第3条 委員会は次の業務を行う。
  - (1) 選考規則第6条に規定する投票資格者の名簿(以下「資格者名簿」という。) の作成
  - (2) 投票及び開票の立会い。
  - (3) 投票及び開票の記録作成
  - (4) その他、投票及び開票に関する業務及びその管理
- 2 委員長は、開票結果を選考会議議長に報告しなければならない。

(投票用紙)

- 第4条 投票用紙は、所定の用紙(様式1)を用いなければならない。
- 2 投票用紙は、投票当日に投票所において資格者名簿と照合確認の上、これを交付する。

(投票の効力)

- 第5条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。
  - (1) 所定の投票用紙を用いないもの。
  - (2) 3人以上の氏名を記載したもの。
  - (3)氏名及び職名の他他事を記載したもの。ただし、敬称の類を付記したものは、この限りではない。
  - (4) 何人を記載したか確認しがたいもの。
- 2 前項に規定するものの他、投票の効力について疑義が生じたときは、委員会がこれを決定する。

(不在者投票)

第6条 選考規則第7条第1項に規定する不在者投票を行う場合、投票資格者は、

書面(様式2)により委員長に申し出るものとする。

- 2 前項の書面は、不在者投票を行う者の所属する部局の長の証明を得るものとする。
- 3 委員長は、不在者投票の申し出があった場合は、請求事由を確認の上、投票用 紙及び不在者投票用封筒(様式3。以下「封筒」という。)を交付する。
- 4 投票用紙及び封筒の交付を受けた投票資格者は、投票用紙に必要事項を記入し 封筒に入れ、厳封の上、封筒表面に署名し、投票日の前日までに直接又は郵送に より委員長へ提出するものとする。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、選考会議の審議を経て、選考会議議長が行う。 (庶務)

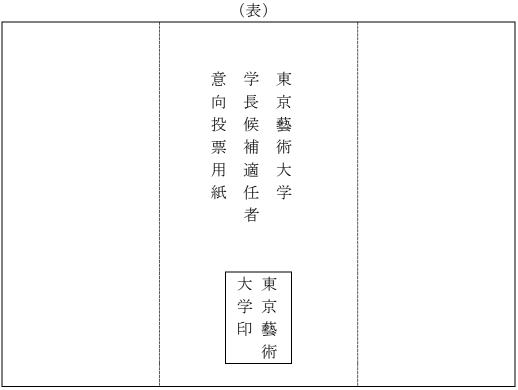
第8条 学長の選考等に関する庶務は、総務課において処理する。

附則

この細則は、平成17年3月17日から施行する。

附則

- この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。 附 則
- この細則は、平成27年9月17日から施行する。 附 則
- この細則は、令和3年3月18日から施行する。



(裏)

	<u> </u>						
	学長候補適任者						
		氏					
		名					
		職					
		名					

- (注) 1. 投票用紙の大きさは、A6版とする。
  - 2. 投票用紙の色は、白色とする。

## (様式2) 不在者投票申請用紙

年 月 日

東京藝術大学学長候補適任者 意向投票管理委員会委員長 殿

所属部局·職名 氏 名

印

私は、下記の公務により、投票当日学長候補適任者の意向投票ができませんので、不在者投票を申請します。

記

公務内容			
期間			
場所			

上記のとおり公務のため意向投票ができないことを証明します。

年 月 日

(所属部局長)

公印

東京藝術大学学長候補適任者 意向投票不在者投票用封筒

年 月 日

東京藝術大学学長候補適任者 意向投票管理委員会委員長 〇〇〇〇 印

不在者投票氏名記入欄 (氏名は自筆により記入)

- (注) 1. 封筒は長4とする。
  - 2. 日付は不在者投票をした日を記入する。